

# 令和4年度山形市太陽光発電・地中熱利用空調設備導入事業費補助金交付要綱

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 太陽光発電設備・蓄電池導入事業に係る補助（第4条—第9条）

第3章 地中熱利用空調設備導入事業に係る補助（第10条—第15条）

第4章 雑則（第16条—第19条）

## 附則

第1章 総則

（目的及び交付）

第1条 市長は、太陽光発電設備・蓄電池及び地中熱利用空調設備の設置を支援することにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の防止に寄与するため、本市内にそれらの設備を設置する市民及び事業者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業（住宅展示場（モデルルーム）等で展示を目的に設置するものを除く。）とする。

- (1) 別表第1太陽光発電設備・蓄電池の項に掲げる補助の要件を全て満たす太陽光発電設備・蓄電池の設置（以下「太陽光発電設備・蓄電池導入事業」という。）
- (2) 別表第1地中熱利用空調設備の項に掲げる補助の要件を全て満たす地中熱利用空調設備の設置（以下「地中熱利用空調設備導入事業」という。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の左欄に掲げる補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の区分に応じそれぞれ同表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、当該補助対象経費の区分に応じそれぞれ同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

第2章 太陽光発電設備・蓄電池導入事業に係る補助

(補助対象者)

第4条 太陽光発電設備・蓄電池導入事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 過去に太陽光発電設備の設置に対し市の補助金の交付を受けていない者
- (3) 次のア又はイに該当する者

ア 第8条の補助金交付申請書兼事業実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらに附属する車庫、物置等に太陽光発電設備・蓄電池を新規に設置するもの（以下この章において「住宅用設置者」という。）

イ 第8条の補助金交付申請書兼事業実績報告書を提出する時点において、本市内にある事業の用に供する建築物（自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物又は賃貸住宅その他賃貸借契約若しくは使用貸借契約により借り受けている建築物で、その所有者から太陽光発電設備・蓄電池を設置することについて同意を得ているものに限る。）に太陽光発電設備・蓄電池を新規に設置するもの（個人であるか団体であるかを問わない。以下この章において「事業所用設置者」という。）

(事前協議)

第5条 太陽光発電設備・蓄電池導入事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事前協議書（別記様式第1号）を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費がわかる見積書等の写し
- (2) 併用住宅への設置に係る場合にあつては、居住部分の床面積がわかる平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の事前協議書の受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1回目 令和4年4月11日から同年6月30日まで
- (2) 第2回目 令和4年9月5日から同年11月4日まで

(協議結果通知)

第6条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別に定める太陽光発電設備・蓄電池導入事業費補助に係る予算の範囲内で、補助金交付予定通知書（別記様式第2号）により、当該事前協議書の提出を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める各受付期間に提出を受けた事前協議書における補助金交付予定額の合計が、別に定める当該受付期間ごとの予算配分額を超えた場合には、当該受付期間ごとに事前協議書の提出を行った者の中から抽選を行い、補助金の交付予定者を決定するものとする。ただし、第2回目の受付期間については、当該抽選から外れた者を対象に、繰り上げ順位（予算の確保ができた場合に、補助金の交付の対象となる順位をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

3 前項本文の規定により第1回目の補助金の交付予定者に選定されなかった者は、第2回目の受付期間に事前協議書を提出したものとみなす。ただし、補助金の交付を希望しない旨の申出があった場合は、この限りでない。

(事業計画変更等)

第7条 前条第1項の規定により補助金交付予定通知を受けた者（以下「補助金交付予定者」という。）は、当該通知を受けた時から補助対象事業が完了するまでの間（以下「交付予定期間」という。）において、補助金交付予定額を減額する変更をしようとするとき、又は既に行った事前協議を取り下げようとするときは、速やかに事業計画変更等届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付予定者は、交付予定期間において、補助金交付予定額を増額する変更をしようとするときは、前項の規定により既に行った事前協議を取り下げるとともに、第5条第1項の規定により再度事前協議書を提出し、その内容の審査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により事業計画変更等届の提出があった場合において、その内容が補助金交付予定額を減額する変更であるときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書（別記様式第4号）により、その内容が事

前協議を取り下げるものであるときは、補助金交付予定取消通知書（別記様式第5号）により、それぞれ当該事業計画変更等届の提出を行った者に通知するものとする。

- 4 市長は、事前協議の取下げ等により、補助金の交付に関し予算の確保ができた場合には、前条第2項ただし書の繰り上げ順位の高い者から優先して補助金交付予定者を決定するものとする。

（太陽光発電設備・蓄電池導入事業に係る補助金交付申請及び実績報告）

第8条 補助金交付予定者は、太陽光発電設備・蓄電池導入事業が完了したときは、規則第5条及び規則第13条の規定にかかわらず、速やかに補助金交付申請書兼事業実績報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、住宅用設置者が補助金交付申請書兼事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者本人の住民票（当該申請者本人の住所が太陽光発電設備・蓄電池を設置した住宅の所在地であること。）
- (2) 申請者本人の前年分の納税証明書。ただし、非課税の場合は、前年分の市県民税課税証明書
- (3) 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し（余剰配線であること。）
- (4) 設置場所及びその付近の見取図
- (5) 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に補助対象経費以外の金額が含まれている場合は、補助対象経費がわかる書類を添付すること。）
- (6) 設置工事に係る領収書の写し
- (7) 太陽光発電設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部
- (8) 太陽光発電設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部（写真により全ての太陽光モジュールの枚数が確認できない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）
- (9) 蓄電池設備の設置状況を示す蓄電池設備本体及びその品番ラベルの写真 各1部
- (10) 補助対象設備を設置する建築物等を借り受けている場合には、当該建築物等の所有者

の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の場合において、事業所用設置者が補助金交付申請書兼事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）

(2) 前年分の法人市民税の納税証明書（申請者が個人の場合は、前年分の納税証明書）。

ただし、非課税の場合は、前年分の市県民税課税証明書

(3) 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し（余剰配線であること。）

(4) 設置場所及びその付近の見取図

(5) 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に補助対象経費以外の金額が含まれている場合は、補助対象経費がわかる書類を添付すること。）

(6) 設置工事に係る領収書の写し

(7) 太陽光発電設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部

(8) 太陽光発電設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部（写真により全ての太陽光モジュールの枚数が確認できない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）

(9) 蓄電池設備の設置状況を示す蓄電池設備本体及びその品番ラベルの写真 各1部

(10) 補助対象設備を設置する建築物等を借り受けている場合には、当該建築物等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の規定による補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出期限は、令和5年3月31日とする。

5 市長は、第1項の規定による補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて設置工事等に関する書類の提示及び現地調査等を求めることができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 規則第8条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、山形市太陽光発電・地中熱利用空調設備導入事業費補助金の交付決定及び額の確定通知書(別記様式第7号)によるものとする。

### 第3章 地中熱利用空調設備導入事業に係る補助

(補助対象者)

第10条 地中熱利用空調設備導入事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 第14条の補助事業等実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅に地中熱利用空調設備を新規に設置するもの

(補助金交付申請)

第11条 地中熱利用空調設備導入事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、規則第5条の規定により、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画書(別記様式第8号)

(2) 地中熱利用空調設備の設置工事着手前の状況を示す写真(建物全景写真を含む。)

(3) 補助対象設備の仕様がわかるカタログ等の写し

(4) 工事請負契約書の写し(補助対象設備に係るもの全て)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の補助金等交付申請書の受付期間は、令和4年4月11日から同年11月4日までとし、補助金等交付申請書の受付日順での受付とする。

(補助金の交付決定)

第12条 規則第8条の規定による交付の決定の通知は、山形市太陽光発電・地中熱利用空調設備導入事業費補助金交付決定通知書(別記様式第9号)によるものとする。

(事業計画の変更等)

第13条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者(地中熱)」という。)は、規則第7条第1項第1号又は第2号の規定により補助対象事業の変更又は中止について承認を受けようとするときは、あらかじめ事業計画変更等承認申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画変更等承認申請書の提出があった場合において、その内容が補助金交付決定額を減額する変更であるときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(別記様式第11号)により、その内容が補助対象事業を中止しようとするものであるときは、補助金交付決定取消通知書(別記様式第12号)により、それぞれ当該事業計画変更等承認申請書の提出を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助金交付決定者(地中熱)は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の規定により、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金交付決定者(地中熱)が補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(別記様式第13号)

(2) 地中熱利用空調設備の設置状況を示す設備及び建物全景の写真 各1枚

(3) 設置工事に係る領収書の写し

(4) 申請者本人の住民票(当該申請者本人の住所が地中熱利用空調設備を設置した住宅の所在地であること。)

(5) 申請者本人の前年分の納税証明書。ただし、非課税の場合は、前年分の市県民税課税証明書

(6) 設置場所及びその付近の見取図

(7) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期限は、設置工事の完成の日後30日を経過する日又は令和5年3月3日のいずれか早い日とする。

5 市長は、第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて設置工事等に関する書類の提示及び現地調査等を求めることができる。

(地中熱利用空調設備の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による額の確定の通知は、山形市太陽光発電・地中熱利用空調設備導入事業費補助金額の確定通知書(別記様式第14号)によるものとする。

#### 第4章 雑則

(協力)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて設備に関する報告等の協力を求めることができる。

(財産処分の制限)

第17条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

2 規則第18条第2号に規定する市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて設置した補助対象設備とする。

3 規則第18条の市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書(別記様式第15号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をする場合には、交付した補助金の一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 規則第19条に規定する関係書類は、前条第1項に規定する期間中保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。



## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備	補助の要件
太陽光発電設備・蓄電池	<p>次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。</p> <p>ア 配電線と逆潮流有りで連系し、電力が余った場合に電力会社へ送電するものであること（余剰配線であること）。</p> <p>イ 未使用品であること。</p> <p>ウ 令和4年度において電力会社と電力受給を開始するものであること。</p> <p>(2) 蓄電池 次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。</p> <p>ア 補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。</p> <p>イ 未使用品であること。</p> <p>ウ 平成31年度以降に国の補助事業の補助対象設備として登録されている製品であること。</p>
地中熱利用空調設備	<p>次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上のものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>

別表第2（第3条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備・蓄電池	太陽電池モジュール、架台及びパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）、蓄電池その他の附属機器（接続箱及び直流・交流側	設置する蓄電池の初期実行容量（一般社団法人環境共創イニシアチブの登録値）（キロワットアワーを単位とし、その値に小数点以下

	開閉器) の設置に直接必要な経費	第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた値で、上限値を5キロワットアワーとする。)に6万円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
地中熱利用空調設備	設備の設置に直接必要な経費	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に10分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。